

京都大学大学院地球環境学堂及び大学院地球環境学舎の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(三才学林)</p> <p>第10条 学堂及び学舎の教育研究を支援するため、学堂に三才学林を置く。</p> <p>(三才学林長)</p> <p>第11条 前条の三才学林に三才学林長を置き、学堂の専任の教授をもって充てる。</p> <p>2 三才学林長の任期は、1年とし、再任されることが出来る。ただし、補欠の三才学林長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 三才学林長は、三才学林の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(三才学林)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>(三才学林長)</p> <p>第11条 前条の三才学林に三才学林長を置き、学堂の教授をもって充てる。</p> <p>2 三才学林長の任期は、1年とし、再任されることが出来る。ただし、補欠の三才学林長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 三才学林長は、三才学林の業務をつかさどる。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>